

令和8年度 むつ市 3号(保育)認定子ども利用料(保育料)

(月額:円)

階層 区分	定 義 (父母等の税額合計)	ひとり親世帯等以外				ひとり親世帯等 第1子・第2子以降	
		第1子・第2子		第3子以降		第1子・第2子以降	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0
3の1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	14,000 (7,000)	13,800 (6,900)	0	0	6,500 0	6,400 0
3の2	市町村民税所得割 10,000円未満	16,000 (8,000)	15,800 (7,900)	0	0	7,500 0	7,400 0
3の3	10,000円以上 48,600円未満	18,000 (9,000)	17,700 (8,850)	0	0	8,500 0	8,350 0
4の1A	48,600円以上 57,700円未満	21,500 (10,750)	21,200 (10,600)	0	0	9,000 0	9,000 0
4の1B	57,700円以上 60,000円未満	21,500 (10,750)	21,200 (10,600)	7,160 (3,580)	7,060 (3,530)	9,000 0	9,000 0
4の2	60,000円以上 66,000円未満	23,000 (11,500)	22,700 (11,350)	7,660 (3,830)	7,560 (3,780)	9,000 0	9,000 0
4の3	66,000円以上 75,600円未満	25,000 (12,500)	24,600 (12,300)	8,330 (4,160)	8,200 (4,100)	9,000 0	9,000 0
4の4A	75,600円以上 77,101円未満	27,000 (13,500)	26,600 (13,300)	9,000 (4,500)	8,860 (4,430)	9,000 0	9,000 0

階層 区分	定 義 (父母等の税額合計)	第1子・第2子		第3子以降	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
4の4B	77,101円以上 81,600円未満	27,000 (13,500)	26,600 (13,300)	9,000 (4,500)	8,860 (4,430)
4の5	81,600円以上 97,000円未満	29,000 (14,500)	28,600 (14,300)	9,660 (4,830)	9,530 (4,760)
5の1	97,000円以上 111,000円未満	34,400 (17,200)	33,900 (16,950)	26,300 (13,150)	25,930 (12,960)
5の2	111,000円以上 134,000円未満	36,600 (18,300)	36,000 (18,000)	27,030 (13,510)	26,630 (13,310)
5の3	134,000円以上 169,000円未満	37,700 (18,850)	37,100 (18,550)	27,400 (13,700)	27,000 (13,500)
6の1	169,000円以上 258,000円未満	38,800 (19,400)	38,200 (19,100)	33,260 (16,630)	32,760 (16,380)
6の2	258,000円以上 301,000円未満	40,300 (20,150)	39,700 (19,850)	33,760 (16,880)	33,260 (16,630)
7	301,000円以上 397,000円未満	41,000 (20,500)	40,400 (20,200)	40,330 (20,160)	39,730 (19,860)
8	397,000円以上	42,000 (21,000)	41,300 (20,650)	42,000 (21,000)	41,300 (20,650)

○ ひとり親世帯等以外

・階層区分 3の1～4の1A 生計を一にする子どもについて 第1子:基準額(上段) 第2子:半額(下段) 第3子以降:無料

・階層区分 4の1B～8 同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設を利用している場合、上から2人目の児童は、(下段)の額、3人目以降の児童は無料となります。
保護者が現に扶養している児童において、第3子以降の場合、「第3子以降」の利用料を適用します。

○ ひとり親世帯等 (ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯等)

・階層区分 3の1～4の4A 生計を一にする子どもについて 第1子(上段) 第2子以降(下段)

・階層区分 4の4B～8 同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設を利用している場合、上から2人目の児童は、(下段)の額、3人目以降の児童は無料となります。
保護者が現に扶養している児童において、第3子以降の場合、「第3子以降」の利用料を適用します。

○ 令和8年4月～8月は令和7年度の市民税所得割額、9月～翌年3月までは令和8年度の市民税所得割額をもとに算定します。

○ 階層区分の市民税額

・基本的に父母の市民税額の合算に基づいて算定しますが、同居する祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、同居する祖父母等の市民税額を合算する場合があります。

・寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、及び住宅借入金等特別控除を適用する前の額になります。